





「人権教育の推進について」

栃木県の人権教育の取組

1 基本方針



栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(H15.4.1 施行)及び「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」などを踏まえ、県内全ての学校、全ての地域において人権教育を推進しています。その推進に当たっては「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎー」のもと各種施策に取り組んでいます。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会 平成13年11月6日決定 平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を 目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな 役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権 啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推 進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理 念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

2 人権教育の目的と推進の内容

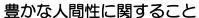


人権とは、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人 として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利 のことです。

栃木県の人権教育は、全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、全ての教育活動を通じて「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うことで、一人一人が発達の段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくという、人権尊重の精神の涵養を目的としています。

人権尊重の精神の涵養

三つの内容



生命を尊重する心などの倫理 観、他人を思いやる心、正義感や 公正さを重んじる心、個性を認め 合う心、他者との共生や異質なも のへの寛容性などを育てます。

【社会教育では…】

- ☆ 家庭、学校、地域社会の相互 連携を促進し、自然体験活動な どの様々な体験活動の充実を図 ります。
- ☆ ボランティア活動などの社会 貢献活動が推進されるよう環境 整備に努めます。
- ☆ 各種の学級、講座等を通じ、 学習者同士の交流を深めます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、 感性や人権感覚も含め、人権を尊 重できる意識を高めます。

【社会教育では…】

- ☆ 「様々な人権問題」を扱う学 習機会を意図的・計画的に設け ます。
- ☆ 学習者のそれまでの学習状況 や人権問題に対する理解度、地 域の実情及び学級・講座等のね らいや学習者の構成などを踏ま え、課題を取り上げます。







人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にした雰囲気や環境(言語環境、学習環境等)をつくります。 【社会教育では…】

☆ 学習者を取り巻く環境づくりをとおして、人権教育の目標達成を目指します。そのために、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮します。

※詳細については、「平成29年度人権教育推進の手引」(栃木県教育委員会)を参照

3 社会教育における人権教育



人権尊重の精神の涵養を図るため、社会教育における人権教育の実践に当たっては、人権 教育推進上の努力点を理解し、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動 を通じ、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育てることや人権意識を高 めていくことが必要です。また、人権をテーマとした事業だけでなく、高齢者対象事業や青 少年教育事業、家庭教育支援事業等についても人権の視点から見直し、2ページの「三つの 内容」と関連付けて取り組んでいくことが大切です。

その際に、公民館等の社会教育施設を中心に、生涯学習の振興のための各種施策を通じ、 人権に関する多様な学習機会を提供し、学習者の主体的な学習を促すことで、人権尊重の理 念について理解を深めることが大切です。

4 参加体験型学習(ワークショップ)の学習方法



社会教育における人権教育の学習方法の一つとして、「参加体験型学習」があげられます。 参加体験型の手法を取り入れ、学習者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしつ つ、学習者が積極的に他者の意見や発想から、気付き、学び合い、最後にふりかえりをすると いう学習過程をとおして人権感覚を磨き、人権意識を高めることができます。

参加体験型学習に参加すると、参加者からは「楽しかった」という声を多く聞くことがあり ますが、楽しさだけでなく、学習過程から得られる「学び」がより重要であることに留意する 必要があります。

参加体験型学習は、以下の要素から構成され、一貫したねらいのもとに行います。

○参加体験型学習(ワークショップ)の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素○

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト(一貫したねらい)のもと、原則 としてアイスブレーキング、メインアクティビティ(中心となる活動)、ふりかえりの三つの 要素で構成されます。

統 一されたコンセプト

入

アイスブレーキング

学習をスムーズに進めるための和やかな雰囲気づくりや、学習テーマに 対する下地づくりの活動



展

開

メインアクティビティ(中心となる活動)

学習者の気付きや発見を促し、学びのわかちあいや共有化を図りながら 学習を深めたり、広めたりする活動



ま ع め

ふりかえり

• 学習者の気付きや学びを明らかにし、学習者自身の気付きや感想を皆で わかちあい、学びを行動化しようとする意欲を高める活動

5 ファシリテーターって何?



ワークショップを進行する人をファシリテーターと呼んでいます。ファシリテーターは 「促進者」という意味で、和やかな学習の雰囲気づくりを心掛け、学習者の主体性を尊重 し、学習者の学びや気付きを促す役割をします。

参加体験型学習は、学習者同士の学び合いやコミュニケーションが大切な学習です。さらに、答えは一つではなく、様々な活動や他の学習者の話を聞くことで、いつもは意識していない自分に気付くなど、新たな発見もあります。そして、学習者の気付きや新たな発見を引き出すために、学習者同士の円滑なコミュニケーションを図るのも、ファシリテーターの役割です。

参加体験型学習において、ファシリテーターの役割は重要です。

ファシリテーターの役割と留意点について

実施前

【役割】

- ・学習者を知り、学習ニーズを考える。
- ねらいに合ったプログラムを考え、組み立てる。
- プログラムに合った準備物を用意する。

【留意点】

- ねらいを考える際、学習者の構成(人数、年齢など)や学びのニーズに注意する。
- プログラムをつくる際、ねらいが達成できるように、アクティビティを組み合わせる。

導入

【役割】

- 場の雰囲気を和ませ、メインアクティビティにつながるアイスブレーキングを 実施する。
- ・学習者の人数から、グループ分けをする。

【留意点】

- ・アイスブレーキングにより、身体を動かすなどの活動をとおして、学習者の反応を観察するとともに緊張をほぐし、安心して参加できる雰囲気をつくる。
- グループをつくる際、性別、年齢、所属や居住地等に配慮する。

展開

【役割】

- ・ 時間管理と全体の進行をする。
- ・学習のねらいを明らかにし、学習者の学びと気付きを促進する。 【留意点】
- 活動内容は、学習者の反応等に合わせ、状況に応じて柔軟に対応する。
- ・気付きから行動につなげる展開を大切にして、時間配分を考えながら進行する。
- 学習者の主体性を引き出す。
- ・正確な情報を提供する。

【呼びかけ】…参加体験型学習を進める上で、以下のことを学習者に気をつけて もらう。

- 「尊重」…学習者同士、お互いに気持ちよく参加できるように、それぞれの考え方や感じ方を尊重しましょう。(相手の意見を否定しない)
- 「参加」…プログラムに積極的に参加しましょう。また、相手の意見を聞くという姿勢も立派な参加になります。(話しにくいことはパスも)
- 「守秘」…プログラムで知った学習者個人の情報は持ち帰らないようにしましょう。

ふりかえり

【役割】

- 学習者のふりかえりを促進する。
- ・学習者同士の学びと気付きの共有を図る。

【留意点】

- ・学習者がこれまでの学習を振り返り、気付きや発見、深められた知識の整理を 行えるように配慮する。
- 良いと思った取組は、持ち帰って普段の生活に応用していけるよう、助言をする。

実施後

【役割】

- 評価をする。
- ファシリテーターとして振り返る。

(留意点)

- ・学習目標が達成できたか、プログラムは適切であったか、学習者に積極的な意見交換をさせることができたかなどについて、ファシリテーター自身の評価をする。
- PDCA(企画 Plan→実施 Do→確認 Check→行動 Action)のサイクルに沿って振り返り、次回以降のためのよりよいプログラムへと改善する。
- ・実施したプログラムを振り返り、学習者の目標が達成されたかどうかなど、ファシリテーターとしての自分自身を振り返ってみる。



プログラムをただ進めるだけでなく、「熱意」や「心」を込めて「あなたらしい」ファシリテーターを目指しましょう。

6 本書の活用について



本資料の構成【第2章 プログラム編】でも少し述べますが、基本的には、学習の流れに従い各アクティビティを実施することで、そのプログラムのねらいが達成されるように構成してあります。一方で、その時々の状況に応じて、全プログラムを実施することは無理だとしても(例えば、時間がない、自信がないなど)、各アクティビティごとに活動のねらいを用意してありますので、プログラムを分割して1つのアクティビティだけを選択して実施することも可能です。

また、各アクティビティにも活動の進め方がありますので、その進め方に従って実施することで、スムーズな進行が可能になっています。そして、各アクティビティを実施する際のポイントも細かく用意してありますので、経験が少ないファシリテーターでも自信を持ってアクティビティを実施することができます。

【第3章 ショートアクティビティ編】は、アイスブレーキングの要素を踏まえつつ、人権の視点が含まれています。アイスブレーキングを行う際に人権の視点を持って実施し、また、人権を学習する際に使用するときも、楽しさを踏まえた学習が可能なつくりになっています。

本書はファシリテーターの視点を意識したプログラム作成を行っております。公民館を始めとする社会教育施設の学級・講座など様々な機会で、ぜひ積極的に活用ください。

7 相談について



本教材について、積極的に御相談ください。

社会教育における人権教育の中心的な学習方法として、本資料では「参加体験型学習」を取り上げています。そのため、初めて教材として使用する際に、どうしても「使えるだろうか」、「難しいのではないか」などと、悩んだり、使用に躊躇してしまう場合が多いと思います。

そこで、各教育事務所の職員が、本教材の活用について御相談をお受けします。お近くの各教育事務所、又は総合教育センター生涯学習部や県教育委員会生涯学習課へ御連絡ください。

◇河内教育事務所	
☎ 028-626-3183	FAX028-626-3180
◇上都賀教育事務所	
a 0289-62-7168	FAX0289-62-0148
◇芳賀教育事務所	
a 0285-82-3325	FAX0285-82-5140
◇下都賀教育事務所	FAVOCO 00 0500
8 0282-23-3422	FAX0282-23-3502
◇塩谷南那須教育事務所	EAVO207 42 0525
含 0287-43-0176	FAX0287-43-0535
◇那須教育事務所 ☎0287-23-2177	FAX0287-23-2193
◆安足教育事務所	FAXU201-23-2193
▼文定教育事物が ☎ 0283-23-1471	FAX0283-23-4274
◇総合教育センター生涯学習部	1 470200 20 4214
a 028-665-7206	FAX028-665-7219
~ ◇県教育委員会生涯学習課	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
a 028-623-3404	FAX028-623-3406